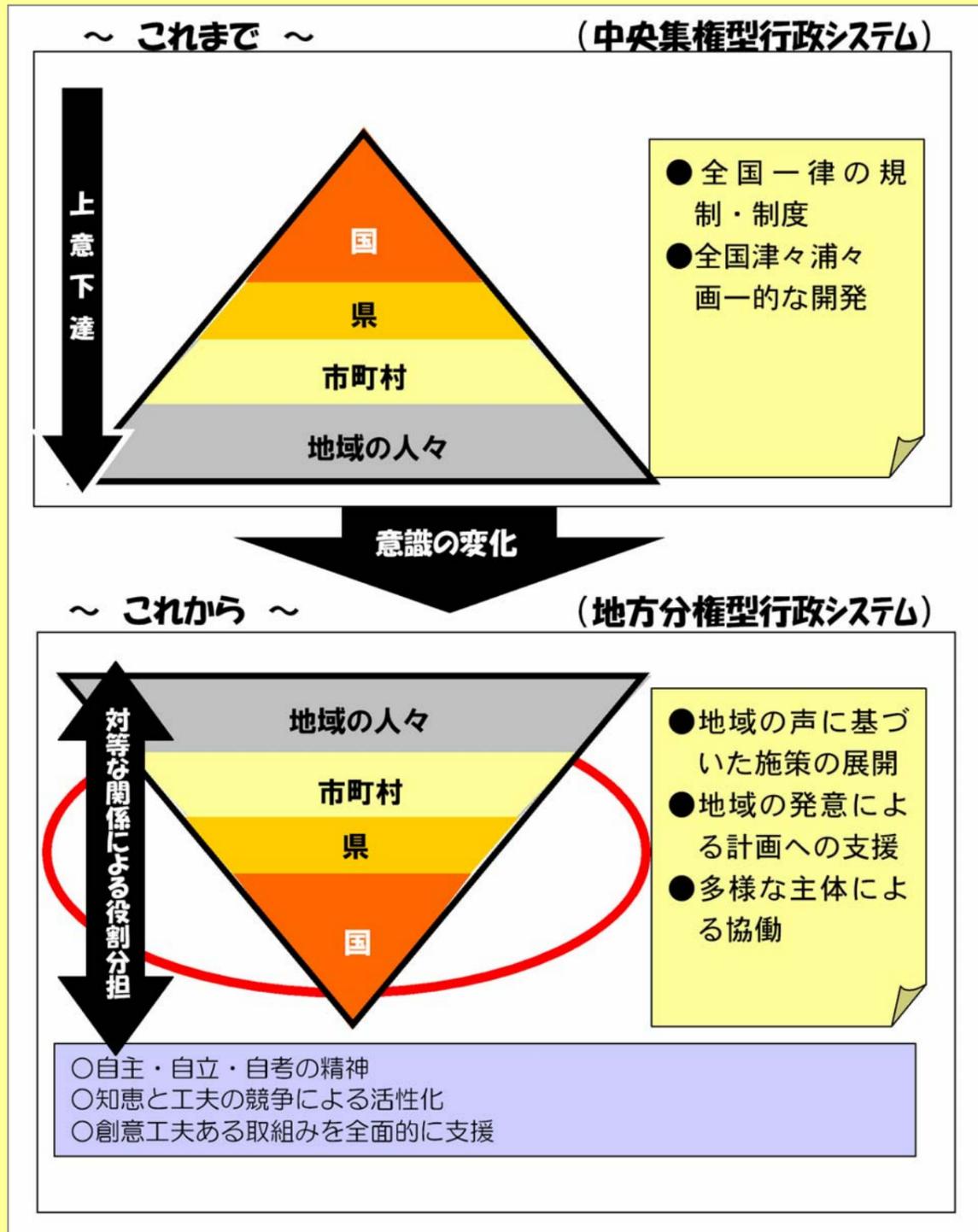


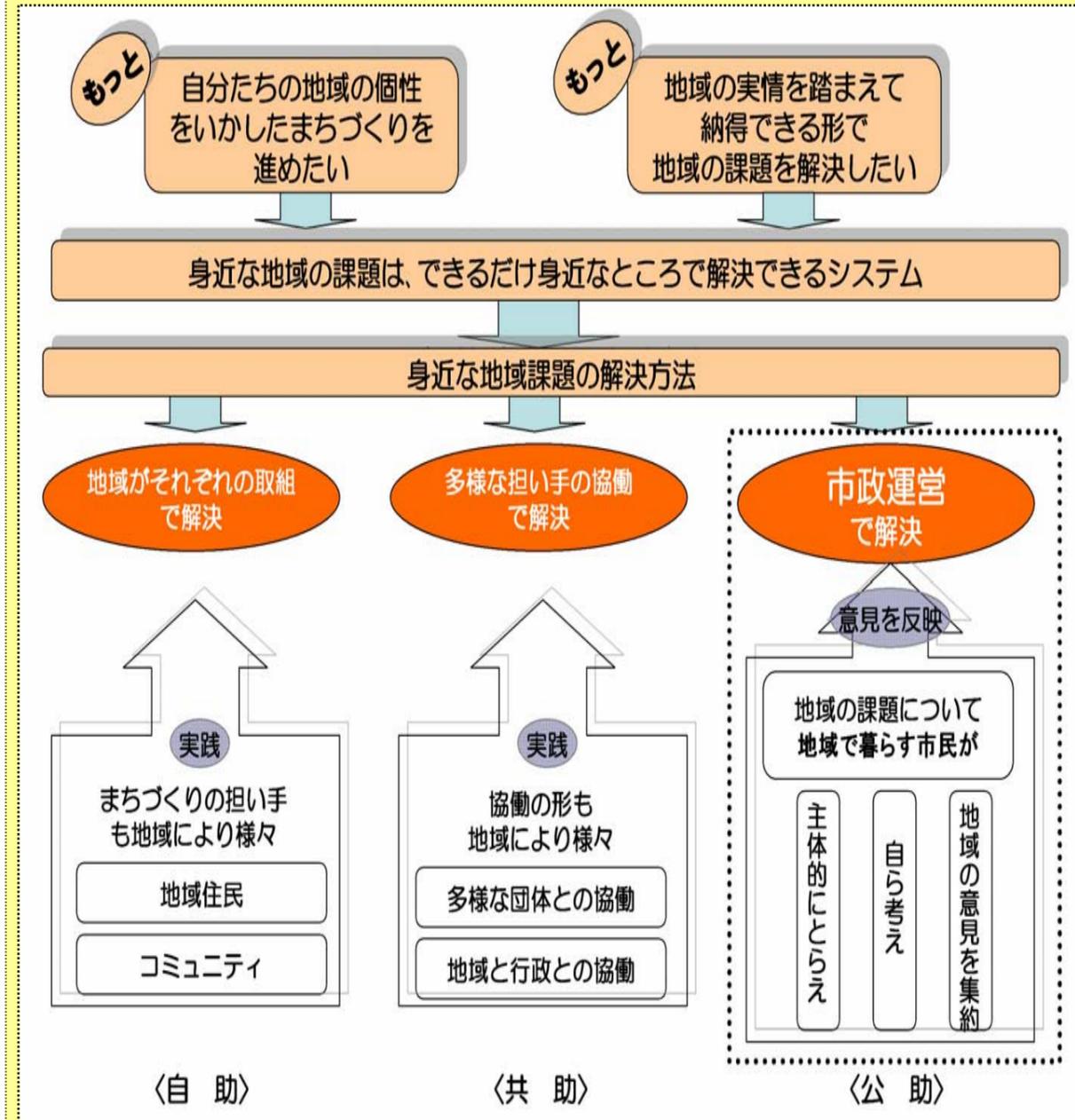
(仮称) 対馬市市民基本条例の検討について

参考資料

1. まちづくりの方向性

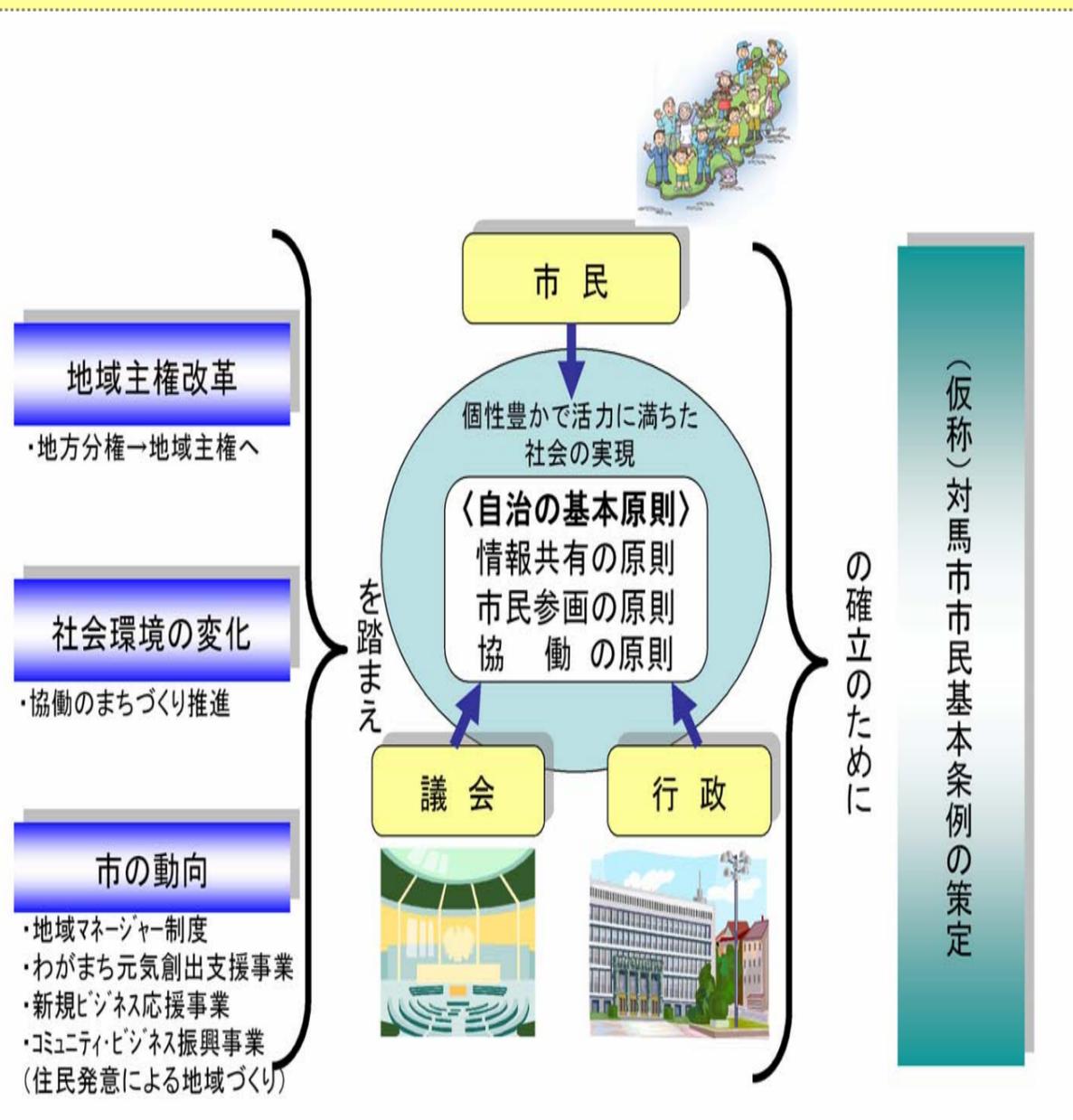


2. 身近な地域での住民自治を進める仕組み (地域マネージャーの意義)

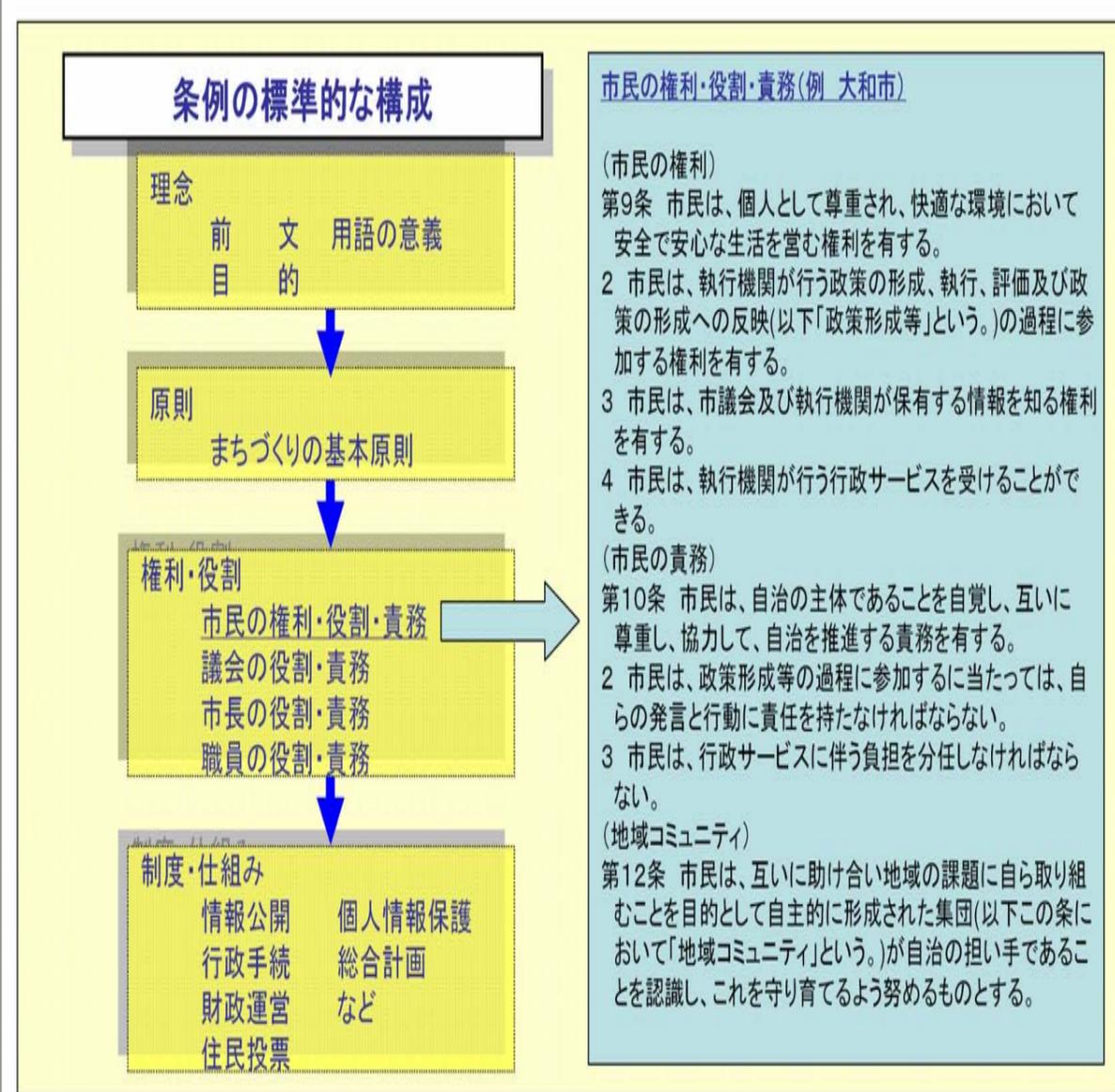


3. (仮称)市民基本条例検討の背景

地域マネジャー制度等により市民協働に対する市民意識も着実に変化している状況を踏まえ、更に市民協働を推進し、「地域主権」を確立するためには、市民、行政、議会のそれぞれの役割や責務を明確にするとともに、これまで以上に市民が市政に関わる、新たな仕組みづくりが必要



4. (仮称)市民基本条例のイメージ



**(仮称)対馬市市民基本条例検討委員会設置
(H23.9を目処に市長へ提言書提出、H24.4条例施行予定)**

5. (仮称)市民基本条例他自治体の事例

自治体名	大和市		熊本市		福津市	
条例名	大和市自治基本条例		熊本市自治基本条例		福津市みんなですすめるまちづくり基本条例	
施行日	平成17年4月1日		平成22年4月1日		平成20年12月1日	
総則	第1条 第2条 第3条 第4条 第5条 第6条 第7条 第8条	(目的) (最高規範性) (定義) (参加及び協働の原則) (情報共有の原則) (法令の自主解釈) (財政自治の原則) (対等及び協力の原則)	第1条 第2条 第3条 第4条 第38条	(目的) (定義) (自治の基本理念) (自治運営の基本原則) (最高規範性)	第1条 第2条 第3条	(目的) (定義) (基本理念)
市民	第9条 第10条 第11条 第12条	(市民の権利) (市民の責務) (子ども) (地域コミュニティ)	第5条 第6条	(市民の権利) (市民の責務)	第4条 第5条	(市民の責務) (事業者等の責務)
議会及び議員	第13条 第14条	(市議会の責務) (市議会議員の責務)	第7条 第8条	(市議会の役割) (市議会議員の責務)	第6条	(市議会の責務)
市長及び職員	第15条 第16条	(市長の責務) (市職員の責務)	第9条 第10条 第11条	(市長の責務) (市長等の役割) (市の職員の責務)	第7条	(市の責務)
行政運営の基本	第17条 第18条 第19条 第20条 第23条 第24条 第25条 第26条 第27条 第28条	(総合計画) (運営原則) (執行機関の組織) (行政評価) (個人情報保護) (行政手続) (出資法人に対する指導等) (財政の健全性の確保) (財産管理) (財政状況等の公表)	第12条 第13条 第14条 第15条 第16条 第17条 第18条 第20条 第24条 第26条	(市政の基本原則) (総合的かつ計画的な市政) (効率的かつ効果的な市政) (組織体制) (総合的な行政サービス) (人事体制) (公益通報制度) (行政手続) (危機管理) (個人情報保護)	第8条 第14条	(総合計画等) (行政評価)
市民参加の推進	第30条 第31条	(住民投票) (住民投票の請求等)	第19条 第21条 第23条 第27条 第28条 第29条 第30条 第31条 第32条 第33条 第34条 第35条	(審議会等) (意見等の取扱い) (公的オンブズマン) (参画の原則) (青少年・子どもの参画) (協働の原則) (市民参画・協働のための仕組み) (参画と協働によるまちづくり条例) (地域コミュニティ活動) (市民公益活動) (住民投票) (住民投票の請求及び発議)	第9条 第10条	(市民参画) (共働)
情報共有の推進	第21条 第22条	(説明責任) (情報公開)	第22条 第25条 第26条	(説明責任) (情報共有の原則) (個人情報保護)	第12条 第13条	(情報の共有) (説明責任)
身近な地域におけるまちづくりの推進			第37条	(自治推進委員会)	第11条	(地域づくり)
他の自治体などとの連携・協力	第32条	(他の自治体との連携)	第36条	(国、他の地方公共団体等との連携)		
市民自治によるまちづくりに関する施策 などの評価及び条例の見直し			第39条	(条例の見直し)	第15条	(条例の見直し)
その他	第29条	(厚木基地)				